

有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

提出書類	対象	摘要
暴力団排除に関する誓約書 (指定様式)	全業者	
使用印鑑届又は委任状(兼 使用印鑑届) (指定様式)	全業者	申請内容に応じて、いずれか一方を提出して下さい。 ・入札・契約の締結等を委任しない(本社で契約等すべてを行う) 場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入、押印 ・入札、契約の締結等を視点や営業所など代理人に委任する場 合 指定様式「委任状(兼使用印鑑届)」に必要事項を記入、押印
印鑑証明書	全業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・法務局で取得してください(個人業者の場合は代表者につい て、住民登録のある市町村で取得して下さい)。
納税証明書 (国税)	全業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「その3の3」(個人業者の場合は様式「その3の2」) ・所轄の税務署で取得してください。
納税証明書 (岡山県税)	・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を 有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が 委任されている支店、営業所等を有する者 ・岡山県内に本社又は岡山市との取引に係 る権限が委任されている支店、営業所等を 有する者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目 的を「1 指名願添付・入札参加資格審査申請」、申請税目を「1 県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ・所轄の県民局で取得してください。
滞納無証明書 (岡山市税)	・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を 有する者 ・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が 委任されている支店、営業所等を有する者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・旧様式「納税証明交付申請書(岡山市提出用)」による納税証 明書も可 ・個人業者は代表者が岡山市に住民登録をしている場合、代表 者の証明書 ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。
滞納無証明書 (代表者の岡山市税)	本社の代表者が岡山市に住民登録をして いる場合	・申請月から3か月以内に取得したもの ・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・旧様式「納税証明交付申請書(岡山市提出用)」による納税証 明書も可 ・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。
社会保険料納入証明書 (社会保険料)	・法人の市内業者 ・職員数5人以上の市内個人業者	・申請月から3か月以内に取得したの 指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの ・所轄の年金事務所等で取得してください。 ・社会保険の適用を除外されている方は、指定様式「社会保険 の適用事業所ではないことの申出書」に加入義務がない(適用 を除外されている)理由を記入し、提出してください。
商業登記事項証明書	個人業者以外全業者	・申請月から3か月以内に取得したもの ・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。
住民票	個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ※代表者について、住民登録のある市町村で取得して下さい。 ※マイナンバーの記載は必要ありません。
身分証明書	個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ※代表者について、本籍地の市町村で取得して下さい。
登記されていないことの証明書	個人業者	・申請月から3か月以内に取得したもの。 ・後見登記簿等ファイルに成年被後見人、被保佐人、任意後見 契約の本人とする記録がないことを証明したもの。 ※代表者について、法務局で取得して下さい。
財務諸表	全業者	・直前の決算期のもの ・「貸借対照表」及び「損益決算書」 ・個人業者で青色申告の場合は、「所得税の確定申告書B (控)」及び「青色申告決算書」 ・個人業者で白色申告の場合は、「所得税の確定申告書B (控)」及び「収支内訳書」